

バイオ後発品使用体制加算に係る掲示

当院では、厚生労働省のバイオ後続品使用促進の方針に従って、バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいます。バイオ後続品（バイオシミラー）とは、国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品（先行バイオ医薬品）と同等・同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品として、異なる製造販売業者により開発される医薬品です。（例：インスリンアスパルト、ベバシズマブ等）

バイオ後続品を使用することによって、患者さんの薬にかかる経済的負担が軽くなります。

当院ではバイオ後続品を使用することができますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。ご不明な点がございましたら、医師または薬剤師にご相談ください。

恵寿総合病院
病院長 鎌田徹